

社会福祉法人野の草会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を

尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、

心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において

営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業（生活介護、就労継続支援B型、短期入所、共同生活援助、行動援護）

の経営

(ロ) 相談支援事業の経営

(ハ) 障害児相談支援事業

(ニ) 地域活動支援センターの経営

(ホ) 幼保連携型認定こども園の経営

(ヘ) 一時預かり事業の経営

(ト) 地域子育て支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人野の草会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に

行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並

びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を

支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を富山県氷見市鞍川1855番地に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を富山県氷見市南大町10番8号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委

員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、事務局員1名、内部委員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての

細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断

した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし外

部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、

評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係があるもの(租税特別措置法施行令第25条

の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3

分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員

会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も

新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期満了する

時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員の報酬、費用の弁償については、勤務実態に即して支給することとし、必要な事項は、

評議員会において別に定める報酬等の規程に従って算定した額を支給する。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 法人の解散及び解散後の財産の帰属者の選定
- (8) 定款の変更
- (9) 残余財産の処分
- (10) 基本財産の処分
- (11) 社会福祉充実計画の承認
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合開催す

る。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集す

る。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を

請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が

出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議

員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなけれ

ばならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の

賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることが

できるもの)の全員が書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の議決があった

ものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上

(2) 監事 2名以上

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいづ

れか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超

えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親

族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）

並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係が

ある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業

務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の

状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の

調査をすることができる。

（役員任期）

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定

時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任

した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

3 任期の満了前に退任した理事及び監事の補欠として選任された理事又は監事の任

期は、前任者の

任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第22条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

きる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬、費用の弁償については、勤務実態に即して支給することとし、必要

な事項は、評議員会において別にさだめる報酬等の規程に従って算定した額を支給する。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会にお

いて、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理

事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、

その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員

が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたとき

を除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 富山県氷見市鞍川1065番地所在の鉄筋コンクリート造アスファルトルーフィング葺2階建

知的障害者援護施設1棟(462.00平方メートル)

(2) 富山県氷見市鞍川1855番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺2階建

障害者支援施設「こもれびの里」、障害福祉サービス事業所「こもれび作業所」、地域活動セ

ンター「楓」、行動援護事業所「こもれびの里行動援護事業所」及び相談支援事業所「こもれび相談支援センター」1棟(3,550.6平方メートル)

(3) 富山県氷見市鞍川1855番地1所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建

危険物貯蔵庫1棟(4.49平方メートル)

(4) 富山県氷見市鞍川1855番地1所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建車庫1棟(149.32平方メートル)

(5) 富山県氷見市鞍川1855番地1所在の木造合金メッキ鋼板葺平屋建作業場1棟(82.57平方メートル)

(6) 富山県氷見市鞍川1872番地1所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建「櫓」1棟(259.47平方メートル)

(7) 富山県氷見市南大町10番8号所在の鉄筋コンクリート造2階建一部平屋建幼保連携型認定こども園「南大町こども園」1棟(1,222.19平方メートル)

(8) 富山県氷見市鞍川1872番地1所在の木造合金メッキ鋼板葺平屋建「檜」1棟(249.03平方メートル)

(9) 富山県氷見市鞍川 1 8 5 5 番地 1 所在の障害者支援施設「こもれびの里」、障害福祉サービス

事業所「こもれび作業所」、地域活動支援センター「楓」及び相談支援事業所「こもれび相談

支援センター」の敷地 (12,136.38 平方メートル)

(10) 富山県氷見市鞍川 1 8 7 2 番地 1 所在の「櫨」の敷地 (998.44 平方メートル)

(11) 富山県氷見市鞍川 1 8 7 1 番地 1 所在の田 (1,564 平方メートル)

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらな

ければならない。

(基本財産の処分)

第 3 1 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、

氷見市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、氷見市長の承認は必

要としない。

1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備の

ための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する

融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場

合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第 3 2 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券

に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 3 3 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類につ

いては、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承

認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧

覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、

監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書
- (5) 貸借対照表及び収支計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評

議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を

受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般閲覧に供するとともに、

定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会におい

て定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする

ときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

(公益及び収益を目的とする事業)

第38条 公益及び収益事業に関する重要な事項については、理事総数(現在数)の3分の2以上の

同意及び評議員会の承認を受けること。

(保有する株式に係る決議)

第39条 この法人が保有する株式(出資)については、その株式(出資)に係る議決権を行使する

場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

第7章 解散

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由によ

り解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議

を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出された

ものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、氷見市長の認可(社会福祉

法第四十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければなら

ない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を氷見市長に

届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(広告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人野の草会の掲示場に掲示するとともに、官

報、新聞又は

電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

(附則)

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	斯波	ひろ子
理事	吉田	樹
〃	斯波	弘
〃	粟田	幸
〃	守田	喜作
〃	越田	喜己夫
監事	岩上	英雄
〃	神代	潔

(附則)

この定款に定める第1条(2)(ハ)の改正は、平成29年1月1日から施行する。
その他の改正に関しては、平成29年4月1日から施行する。